

商業施設等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表（措法44の5、68の24、旧措法44の7、68の24）

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

特別償却の付表（十六） 平十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

商業施設等の区分	1	44条の5第1項表()号 68条の24第1項表()号 旧44条の7第1項表()号 旧68条の24第1項表()号	44条の5第1項表()号 68条の24第1項表()号 旧44条の7第1項表()号 旧68条の24第1項表()号	44条の5第1項表()号 68条の24第1項表()号 旧44条の7第1項表()号 旧68条の24第1項表()号	
共同利用施設等の種類等	2				
共同利用施設等の名称	3				
共同利用施設等の用途	4				
取得等年月日	5	平・	平・	平・	
事業の用に供した年月日	6	平・	平・	平・	
共同利用施設等の取得価額	7				
同上のうち商業施設等に該当する部分の取得価額	8				
特別償却率	9	$\frac{8 \text{又は} 12}{100}$	$\frac{8 \text{又は} 12}{100}$	$\frac{8 \text{又は} 12}{100}$	
特別償却限度額 (8) × (9)	10				
償却・準備金方式の区分	11	償却・準備金	償却・準備金	償却・準備金	
適用要件等	12	認定商店街整備計画等の認定の年月日	平・	平・	
	13	その他参考となる事項			
適用法人の保有割合等の判定					
公益法人の場 合	14	抛出金額の総額	円	19	円
	15	2以上の地方公共団体の抛出金額		20	
	16	保有割合 $\frac{(15)}{(14)}$	%	21	%
	17	一の地方公共団体の抛出金額	円	22	
	18	保有割合 $\frac{(17)}{(14)}$	%	23	
			特 定 会 社 の 場 合		
			発行済株式又は出資の総数又は総額		
			地方公共団体等の保有株式数又は出資金の額		
			保有割合 $\frac{(20)}{(19)}$		
			中小小売商業者等の株主等の割合		
			株式数又は出資金の額の最も多い株主等の名称		

特別償却の付表（十六）の記載の仕方

- 1 この付表（十六）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第44条の5《商業施設等の特別償却》若しくは平成18年改正前の租税特別措置法（以下「平成18年旧措置法」といいます。）第44条の7《商業施設等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の24《商業施設等の特別償却》若しくは平成18年旧措置法第68条の24《商業施設等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（これらの規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、商業施設等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。
- 2 「商業施設等の区分1」は、措置法第44条の5第1項の表若しくは第68条の24第1項の表（以下これらの表を「表」といいます。）の各号又は平成18年旧措置法第44条の7第1項の表若しくは第68条の24第1項の表（以下これらの表を「旧表」といいます。）の各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。なお、（ ）内には、それぞれ表又は旧表の該当号を記載してください。
- 3 「共同利用施設等の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、表又は旧表の各号の中欄に掲げる共同利用施設、店舗用の建物、倉庫用の建物等の適用対象資産（以下「共同利用施設等」といいます。）の種類、構造、細目等を記載します。
- 4 「共同利用施設等の名称3」には、共同利用施設等に該当する資産の名称を記載します。
- 5 「共同利用施設等の用途4」には、例えば「店舗用」、「倉庫用」等の用途を記載します。
- 6 「共同利用施設等の取得価額7」には、共同利用施設等の取得価額を記載します。

ただし、その共同利用施設等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。また、平成18年5月1日前に終了する事業年度（又は連結事業年度）において、圧縮額を引当金勘定に繰り入れる方法により経理しているときは、その繰入額（繰入限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。
- 7 「同上のうち商業施設等に該当する部分の取得価額8」には、共同利用施設等のうち措置法第44条の5第1項（若しくは第68条の24第1項）又は平成18年旧措置法第44条の7第1項（若しくは第68条の24第1項）に規定する「商業施設等」に該当する部分の取得価額を記載します。
- 8 「特別償却率9」の分子は、次の場合に応じそれぞれ次の特別償却率を○で囲みます。
 - (1) 商業施設等が表の第1号若しくは旧表の第1号の資産で公衆の利便を図るための一定のものに該当する場合又は旧表の第4号の商業基盤施設に含まれる資産で一定の証明がされたものに該当する場合…「12」
 - (2) 上記(1)の場合以外の場合…「8」
- 9 「償却・準備金方式の区分11」は、その商業施設等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。
- 10 「認定商店街整備計画等の認定の年月日12」には、表又は旧表の各号に掲げる計画の認定を受けた年月日を記載します。
- 11 「公益法人の場合」の各欄は、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成18年法律第54号）による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（以下「旧中心市街地整備改善活性化法」といいます。）第4条第5項第7号に掲げる公益法人が旧表の第4号の規定を適用する場合に限り、記載します。

「一の地方公共団体の拠出金額17」には、地方公共団体のうち拠出金額の最も多い地方公共団体の拠出金額を記載します。
- 12 「特定会社の場合」の各欄は、旧中心市街地整備改善活性化法第4条第5項第7号に掲げる特定会社が旧表の第4号の規定を適用する場合に限り、次のとおり記載します。
 - (1) 「地方公共団体等の保有株式数又は出資金の額20」には、地方公共団体及び独立行政法人中小企業基盤整備機構の保有株式数又は出資金の額を記載します。
 - (2) 「中小小売商業者等の株主等の割合22」には、法人の株主等の総数のうち中小小売商業者等又は商店街振興組合等の数の占める割合を記載します。